

令和8年4月

各 医療機関 御中

松阪市健康福祉部こども局  
こども家庭センター

### 松阪市1か月児健康診査受診費助成事業の実施について（お願い）

平素は、松阪市の母子保健事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

松阪市では令和6年度より、母子保健法第13条に基づき、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、松阪市1か月児健康診査受診費助成事業を実施しております。

松阪市に住民票を有する乳児が、里帰り等により市外・県外医療機関で1か月児健康診査を受診される場合は、償還払い制度にて健診費用を助成させていただきます。お手数をおかけいたしますが、健診の対応や結果の記録の記入等にご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、助成内容の詳細につきましては、別紙「市外・県外医療機関等における松阪市1か月児健康診査受診費助成について」をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

《事務担当》

松阪市役所 健康福祉部 こども局

こども家庭センター（健康センターはるる内）

母子保健係 担当：阪口

住所：〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地

電話：0598-20-8087 FAX：0598-26-0201

## 市外・県外医療機関における 松阪市1か月児健康診査受診費助成について

### 1 内 容

- 【対象者】 松阪市に住民票があり1か月児健康診査を受診した2か月未満の乳児  
※特別な事情で2か月未満に受診できなかった場合は、事務担当までお問い合わせください。
- 【回数】 一人につき1回
- 【健診内容】 1か月児健康診査として通常行われる健診
- 【助成額】 上限6,000円  
(受診費用が上限額に満たない場合は、実額となります。)

### 2 受診票(結果票)について

母子健康手帳等と同時に「松阪市1か月児健康診査結果票(以下、結果票)」を配布しておりますので、保護者記入欄に記入漏れがないことをご確認いただいたうえで、母子健康手帳と結果票に記入をお願いいたします。貴院で実施される健康診査項目に当てはまらない場合は、項目記入は無し(未記入)としてください。また、助成対象者の要件を満たすこともご確認ください。

結果票3枚(複写用紙)のうち、

(A 医療機関→市)・(C 医療機関→保護者)は保護者の方にお渡しください。

(B 医療機関→医療機関控え)は医療機関控えとしてご利用ください。

※ 結果票の記入における文書料等につきましては、助成対象外となります。

※ 受診結果や領収書内容等について電話で確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

### 3 健診費用について

医療機関窓口にて健診費用を全額徴収してください。

受診日から6か月以内に保護者が松阪市へ申請手続きをし、松阪市が受理・審査後、1か月児健康診査にかかった費用を6,000円を上限に振り込みにて助成します。なお、K2シロップ代は健診費用に含みません。

申請の際に健診に要した費用の証明として、領収書と結果票(A 医療機関→市)が必要となりますので、発行と返却をお願いいたします。

※健診費用から助成額を除いた金額は保護者の自己負担となります。

※オンラインでの助成申請も可能です。